

商品概要説明書

2022年2月現在

頼れる安心定期預金

項目	内容
1. 商品名	頼れる安心定期預金
2. 契約者	個人のお客さま(個人事業主を除く)
3. 代理人	本人の配偶者または4親等以内の親族(3親等以内の姻族を含む)
4. 目的	本人が自ら預金管理が難しくなった時の備えを気軽に行うことで、本人の将来の生活を家族と守ることを目的とします 上記の目的を達成するため、代理人の代理権の範囲を以下の通り定めます ①りそな銀行またはりそな銀行の信託契約代理店における定期預金の解約をすること ②上記①の解約により受領できる金銭をりそな銀行に信託すること
5. 期間	頼れる安心信託へ切替になるまで、あるいは特約の終了事由に該当することとなった日まで
6. 対象の定期預金	●ゆとり定期預金 ●定期預金通帳
対象外のもの	・証書口預金 ・無通帳定期預金 ・積立式定期預金・積立定期預金 ・継続区分が自動解約入金であるもの ・インターネットバンキング口座登録済または新規口座登録する定期預金口座 ・担保や質権等の設定された口座
特約設定時 最低金額等	定期預金口座の残高が500万円以上 原則として1口座のみ
7. 仕組み	① 本人は代理人(以下代理人という)1名を指名し特約を申込みます 代理人の代理権は特約申込時に発生するものとします なお、本人は、「頼れる安心特約」及び「頼れる安心信託」の有効期間中、りそな銀行の承諾を得て、所定の手続を行うことにより、代理人を変更、解任することができます ② 本人あるいは代理人は頼れる安心信託への切替を申出ます りそな銀行は、代理人による代理権行使が本人の意思に基づくものかどうかを確認する義務を負いません ③ りそな銀行は申出内容を確認し 頼れる安心信託通帳を本人あるいは代理人に交付します ●切替後は頼れる安心信託(合同運用指定金銭信託)として取扱います ●頼れる安心信託では本人の医療費・介護費・税金の都度の払戻や、本人の生活費等として本人の普通預金等への定期的な振替入金の申出を本人あるいは代理人が行うことができます ●信託切替後に当社は所定の信託報酬を申受けます ●本人は代理人に対し、商品/パンフレット等により頼れる安心特約内容の説明を行っていただきます ●代理人の住所・氏名・続柄等の変更、代理人の辞任・変更の場合は本人より速やかに当社にお届けください
代理人の指名等	●本人は代理人に対し、商品/パンフレット等により頼れる安心特約内容の説明を行っていただきます ●代理人の住所・氏名・続柄等の変更、代理人の辞任・変更の場合は本人より速やかに当社にお届けください
8. 信託切替時の必要書類	●頼れる安心特約設定済み定期預金のお通帳 ●本サービスの届出印鑑 ●代理人の本人確認書類(免許証等)
9. 手数料	●手数料はいずれかをお選びください ・月払方式を選択後に一括払方式に変更することも可能ですが、すでにお支払いの手数は返金できません ●ご契約時: 30,000円(消費税等別途) ●ご契約期間: なし ●ご契約時: なし ●ご契約期間: 500円/月(消費税等別途)
一括払方式	●ご契約時: 30,000円(消費税等別途) ●ご契約期間: なし
月払方式	●ご契約時: なし ●ご契約期間: 500円/月(消費税等別途)
10. 特約の終了 事由	●この特約は以下に掲げるほか「頼れる安心特約利用規定」に該当する場合に終了します。ただし、相続の開始等の届出前に当社がした行為につき当社は本人、相続人、受遺者等に対し責任を負いません。 ・特約に基づく代理人による代理権行使前の定期預金口座の解約 ・本人の成年後見人もしくは任意後見監督人の選任 ・本人の相続の開始
11. その他ご留意 いただく事項	●このサービスは、「頼れる安心特約利用規定」および「りそな定期預金約款」により取扱います ●頼れる安心定期預金は本サービス申込人のみが手続できます。代理人は信託切替のため以外に定期預金の解約手続をすることや、定期預金の新規預入、解約、変更手続や、残高照会、取引明細照会などをすることはできません ●当社は本サービス申込人が本サービスを解約・変更されても、代理人には通知しません ●本サービス申込人に成年後見人または任意後見監督人が選任され、取引店に届出があった場合等に、代理人の任務は終了し、また、本サービスは終了しますので、その成年後見人または任意後見人にその旨を当社へ届けるようお伝えください なお、当社または当社の信託契約代理店との取引に係る代理権を有する保佐人又は補助人が選任され、取引店に届出があった場合等には、当社は代理人の任務を終了させ、また、本サービスを終了させることができます。 ●お申込みに際しては、りそな銀行所定の事務手続等が必要となります ●本商品に係る法律や税制上のお取扱いにつきましては、弁護士や税理士等の専門家等にご確認ください
12. 指定紛争解決 機関の名称	当社が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772

りそな銀行